

「農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」  
について

- オンライン化通則法に基づく主務省令の逐条解説 -

平成15年3月28日  
農 林 水 産 省

( 制定文 )

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四項、第四条第一項及び第四項、第五条第一項並びに第六条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法及び農林水産省の所管する関係法令を実施するため、農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のように定める。

【趣旨】

本制定文は、本省令の根拠及び性格について規定するもの。

【概要】

本省令は、e-Japan 重点計画-2002(平成14年6月18日 IT 戦略本部決定)において「全ての申請・届出等手続を2003年度までのできるだけ早い時期にインターネット等で行えるようにする」とされていることに基づき、また、法令に基づく行政手続について、書面による手続に加え、原則として全てオンラインによる手続も可能とするための法令整備を行うという趣旨に則り、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「オンライン化通則法」という。）の委任省令、並びに オンライン化通則法及び農林水産省の所管する関係法令の実施省令という2つの性格をもつものとして制定されることとする。

オンライン化通則法の委任省令

オンライン化通則法第3条第1項及び第4項、第4条第1項及び第4項、第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項に規定する主務省令の定めるところにより、法令に基づく行政手続等を、電子情報処理組織を使用し又は電磁的記録により行うことによりできるようになる。本省令は、当該条文に基づき、通則法の委任省令として制定されるものである。

オンライン化通則法及び農林水産省の所管する関係法令の実施省令

法令上書面を意味する用語がない手続等（以下、「書なし手続」という。）については、通則法の適用はないが、書なし手続のオンライン化についても、本省令をオンライン化通則法及び関係法令の実施省令とすることにより、通則法の適用がある手続等（法令上書面を意味する用語のある手続等のこと。以下「書あり手続」という。）と同様に本省令にしたがってオンライン化されるものとする。

(省令名)

農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則
--

**【趣旨】**

題名を定めるもの。

**【概要】**

農林水産省関連の手続のうち、オンライン化される申請等は約1300。このうち農林水産省が単独で所管する法令に根拠のある申請等が約半数を占めること、個別法令ごとに主務省令を制定する場合、整備作業が繁雑に過ぎることから、主務省令を通則省令として策定するものである。

なお、手続等の根拠法令が共管である場合は、関係府省にて共同命令を策定することにより、オンライン化通則法の主務省令とする。その際、共同命令をどのような形式で策定するか、具体的には、個別法令ごとに共同命令を策定するか、あるいは共管する府省ごとに通則的に共同命令を策定するかは、現在検討中である。

(趣旨)

第一条 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている農林水産省の所管する法令に基づく手続等を行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(以下「法」という。)第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法律に基づく命令に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

2 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている農林水産省の所管する法令に基づく手続等(法第三条から第六条までの規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に特別の定めのある場合を除くほか、法及びこの省令の規定の例による。

【趣旨】

本条は、第1項においては「書あり手続」について、オンライン化等がなされる手続等の主体、本省令の適用対象手続等を規定し、第2項においては「書なし手続」について、「書あり手続」の規定の例によることとして概括的に規定するもの。

【概要】

(第1項・第2項共通)

本省令の主体は、通則法第2条第2号イからトまで7つにカテゴライズされている「行政機関等」である。

オンライン化される手続等の対象は行政機関等に対して行う手続等又は行政機関等が行う手続等とする。

(第1項)

本省令は、個別の法令に特別の定めがある場合を除き、オンライン化通則法に基づく主務省令として位置付ける。

(第2項)

書なし手続をオンラインで行う場合には、書あり手続と同様の手続をとることに鑑み(書あり手続も書なし手続も、オンライン化は同じシステムの下に行われる。)本省令の規定の例によることとする。

(第1項と第2項の相違点)

第1項では「他の法律に基づく命令に特別の定めのある場合を除くほか」としているのに対して、第2項では「他の法律及び法律に基づく命令、条例、地方公共団体の規則

並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に特別の定めのある場合を除くほか」  
となっており、下線部が追加されている。

これは、第1項が「書あり手続」、すなわち通則法が適用される手続に係る規定である以上、「他の法律」及び「条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程」に、主務省令と相反する内容を規定することはあり得ないのに対して、第2項は、「書なし手続」を対象としているところ、そもそも「書なし手続」はどの法令でどのような内容を規定しても自由であるからである。

(定義)

第二条 この省令で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。
- 二 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

【趣旨】

本条は、本省令で使用する用語の定義を定めるもの。

【概要】

本省令で使用する用語の定義は、オンライン化通則法と同じものとし、オンライン化通則法に定義のない電子署名及び電子証明書については、新たに定義を定める。

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、次の各号に掲げる事項を法第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であって、農林水産大臣が告示で定める技術的基準に適合するものから入力し、申請等を行わなければならない。ただし、当該申請等を行う者が第二号に掲げる事項を入力することに代えて、法令の規定により添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

一 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であって、法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

二 当該申請等を書面等により行う場合において法令の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項(前号に掲げる事項を除く。)

2 行政機関等は、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が前項第二号に規定する書面等のうち農林水産大臣が告示で定めるものに記載されている事項を入力する場合は、農林水産大臣が告示で定める期間、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において当該書面等を提出させることができる。

3 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

一 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する電子証明書

三 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一号に規定する電子証明書

四 行政機関等が作成する電子証明書

4 法令の規定により書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者は、電子情報処理組織を使用して当該申請等を行う場合は、当該有体物を提出しなければならない。

5 第一項ただし書の書面等又は前項の書面等以外の有体物の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から一週間以内にしなければならない。

6 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

## 【趣旨】

本条は、申請等をオンラインで行う場合の具体的な方法について規定するもの。

## 【概要】

### (第1項)

本項は、申請等をオンラインで行うにあたり、本文において申請等を行う者が使用する電子計算機の技術的基準、入力すべき事項について規定し、ただし書において入力に替えて書面等の現物を別送することもできる場合を規定する。

オンライン申請等を行う者が使用する電子計算機の技術的基準について

オンライン申請等を行う者が使用する電子計算機の技術的基準については、電子情報処理組織による申請等に関する告示（以下、「告示」という。）第1条に規定する。

第1項は、汎用受付システムにより申請等を行う場合における電子計算機の技術的基準を規定する。

汎用受付システムにより申請等を行う者は、農林水産省からソフトウェアを入手してインストールすることにより専用サーバーから様式をダウンロードし、当該様式に入力した情報を農林水産省のサーバーに送信できなければならない。

これらを実行するために要求される電子計算機の技術的基準は、行政機関等の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能を有すること、及び行政機関等の使用に係る電子計算機と通信できる機能を有することである。

第2項は、汎用受付システムとは異なるシステムにより申請等を行う場合（すなわち、オンライン化通則法が施行される前からオンラインで行われていた申請等を、オンラインにより行う場合）における電子計算機の技術的基準を規定する。

汎用受付システム以外のシステムにより申請等を行う者は、農林水産省からソフトウェアを入手してインストールし、そのソフトウェアに記録された様式に入力した情報を農林水産省のサーバーに送信できなければならない。

これらを実行するために要求される電子計算機の技術的基準は、行政機関等が交付するソフトウェアをインストールすることにより入手した様式に入力することができる機能を有すること、及び行政機関等の使用に係る電子計算機と通信できる機能を有することである。

なお、汎用受付システム以外のシステムで行われる申請等は、告示の別表に列挙されている。

### 入力すべき事項について

第1号及び第2号は、入力すべき事項を規定する。

第1号は、申請書本体及び様式の定めのある添付書類に記載すべき事項について入力することとするもの。

第2号は、様式の定めのない添付書類に記載すべき事項について入力することとするもの。

なお、入力方法については、キーボード又はスキャナーを使用して行うことを想定し

ている。

また、入力すべき事項については、第4条の解説も参照されたい。

入力に替えて書面等の現物を別送することもできる場合について

第2号に掲げる事項を入力することに代えて、書面等を別送することができるものとする。その際の方法については、第5項の解説を参照されたい。

(第2項)

本項は、第1項第2号に規定する書面等について、オンライン申請等を行う者が当該申請等を行った後、行政機関等が、その内容、文書としての真正性等を確認するために、現物の提出を求めることがあることを規定する。

具体的には、添付書類がスキャナーを使用して入力されたところ、その解像度が不十分であるため現物の提出を求める場合に、本項を適用することが想定される。

なお、ここで対象となる書面等は告示第2条第1項に、提出を求めることのできる期間は同第2項に、それぞれ規定する。

(第3項)

本項は、オンライン申請等を行う者に対して、セキュリティの観点から一律に電子署名を行うことを義務付けるとともに、各号に列挙する電子証明書のいずれかを送信させることを規定する。

(第4項)

本項は、書面等以外の有体物の提出を必要とする申請等をオンラインにより行う者は、当該有体物を別途提出しなければならないことを規定する。

なお、当該有体物の提出期限については、第5項の解説を参照。

(第5項)

本項は、第1項ただし書により添付書類を別送する場合又は第4項により書面等以外の有体物を提出する場合、その提出は申請等を行った日から1週間以内にしなければならないことを規定する。

ここにいう「1週間以内にしなければならない」とは、申請等を行った日から1週間以内に、行政機関等に当該現物が到達するように提出しなければならないという意味である。

また、その期限を1週間としたのは、通常、離島部であっても5日程度で郵便物が東京に着くことを理由とする。

(第6項)

本項は、法令に基づき、同一内容の書面等を複数部数提出することとなっている場合、その入力は1回行うのみでよいものと規定する。

なお、「同一内容の」とは同種類の意味である。

第四条 行政機関等は、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が前条第一項第二号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等について規定した他の法令の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項を入力することを要しないものとすることができる。

一 当該申請等を行う者に係る前条第三項第一号に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る登記簿の謄本若しくは抄本又は印鑑証明書に記載された事項

二 当該申請等を行う者に係る前条第三項第二号に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る住民票の写し又は印鑑証明書に記載された事項

三 当該申請等を行う者に係る前条第三項第三号に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る登記簿の謄本若しくは抄本、住民票の写し又は印鑑証明書に記載された事項

#### 【趣旨】

本条は、手続簡素化の観点から、オンライン申請等を行う場合の特例について規定するもの。

#### 【概要】

本条は、公的機関が発行する証明書類の提出が求められている場合において、当該書類に記載されている事項を入力することに代わる措置を規定することにより、オンライン申請等を行う者の負担を軽減することを目的としている。

電子認証登記所の登記官が作成した電子証明書を送信する場合

電子認証登記所の登記官が作成した電子証明書には、法人の商号、法人の住所、代表者の氏名及び代表者の資格が記録されている。

したがって、申請等を行う者が電子署名の上、当該電子証明書を送信する場合は、これらの4情報を確認するために添付を要求している商業登記簿の謄抄本及び印鑑証明書に係る事項の入力は省略できることとする。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)に基づき地方公共団体が作成した電子証明書を送信する場合

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づき地方公共団体が作成した電子証明書には、氏名、生年月日、性別、住所が記録される予定となっている。

したがって、申請等を行う者が電子署名の上、当該電子証明書を送信する場合は、これらの4情報を確認するために添付を要求している住民票の写し又は本人確認のために添付を要求している印鑑証明書に係る事項の入力は省略できることとする。

民間認証局が作成した電子証明書を送信する場合

政府認証基盤におけるブリッジ認証局と相互認証を行った民間認証局は、その業務と

して、法人にあっては所在地、代表者の氏名・資格等の証明、自然人にあっては氏名・住所等の証明を行う。

その際証明される事項が商業登記簿、住民票の写しあるいは印鑑証明書に代替しうるものであれば、当該認証局が作成した電子証明書を送信することにより、これらの書面等に係る事項の入力は省略できることとする。

なお、平成15年3月28日現在、ブリッジ認証局と相互認証を行っている民間認証局は、

日本認証サービス株式会社

日本電子認証株式会社

エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社

東北インフォメーション・システムズ株式会社

である。

なお、手続簡素化の取り組みとして、省令では規定しないが、財務諸表等の入力簡素化を行うこととしているので、それについて触れる。

例えば、株式会社の貸借対照表は、商法第33条の2により電磁的記録をもって作成することができ、同法第283条第5項によりインターネットに掲載することをもちて公告することができる（商法施行規則第10条）。

このように、web上のURLサイトに掲載することにより一般に入手可能となる資料に係る事項については、オンライン申請等を行う者に当該事項の入力を要求しなくても、登録したweb上のURLを示すだけで、行政機関等の側から必要に応じて当該事項に係る情報を入手できる。

そこで、例に掲げた貸借対照表その他の資料に係る事項の入力については、その掲載されたURLを入力することも、第3条第1項にいう「入力」することに含まれるものと解し、申請等を受け付けた行政機関等の側で当該URLにアクセスし、情報を入手するものとする。

また、このURL登録による入力簡素化の対象となる資料は、以下のとおりである。

商法第32条第1項に規定する貸借対照表

通則法第2条第2号二及びホに規定する法人の財務諸表及び附属明細書、事業報告書、決算報告書並びに監事の意見を記載した書面

(署名等に代わる措置)

第五条 法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第三条第一項第一号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって同条第三項各号に掲げるものと併せてこれを送信することとする。

2 法第四条第四項に規定する主務省令で定めるものは、次条第三項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第三条第三項各号に掲げるものと併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録することとする。

3 法第六条第三項に規定する主務省令で定めるものは、行政機関等が電磁的記録により作成等を行った情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第三条第三項各号に掲げるものを付することとする。

【趣旨】

本条は、法令の規定により署名等をする事としている書面等を提出する申請等をオンラインにより行う場合の、当該書面等に代わる措置を規定するもの。

【概要】

(第1項) 申請等

個別法令の規定により行われる署名等に代わる措置は、申請等を行う者が、第3条第1項の規定により入力する情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて送信することとする。

(第2項) 処分通知等

個別法令の規定により行われる署名等に代わる措置は、行政機関等が、第6条第3項の規定により入力する情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて送信することとする。

(第3項) 作成等

個別法令の規定により行われる署名等に代わる措置は、行政機関等が、電磁的記録に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することとする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第六条 行政機関等は、法第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求めたときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 行政機関等は、前項に規定する場合のほか、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを求めた場合は、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 前二項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う行政機関等は、当該処分通知等につき規定した他の法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を法第四条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第三条第三項各号に掲げるものと併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録しなければならない。

4 行政機関等は、処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから二十四時間以内に当該処分通知等を記録しない場合その他行政機関等が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

#### 【趣旨】

本条は、処分通知等をオンラインで行う場合の具体的な方法等について規定するもの。

#### 【概要】

(第1項)

オンラインで行われた申請等に対する応答として処分通知を行う場合は、原則としてオンラインにより行うことを規定する。当該処分通知の前提となる申請行為がオンラインで行われた以上、当該処分通知を受ける者はオンラインを利用可能な環境にあると考えられるからである。

書面等により処分通知等を受けることを希望する場合は、その旨申し出てもらうことにする。この方法は実務に委ねることとし、特に規定しない。

(第2項)

第1項に対して、行政機関等が一方的に処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受ける者がオンラインを利用可能な環境にあるとは必ずしも言えないため、あらかじめオンラインにより処分通知等を受けることを希望する場合を除き、原則として書面等により処分通知等を行うものとする。

あらかじめオンラインにより処分通知等を受けることを希望する方法は、汎用受付システムを経由して行われるものとする。

(第3項)

行政機関等がオンラインにより処分通知等を行う場合、セキュリティを確保する観点から、オンラインにより申請等を行う場合と同様に、電子署名を行うとともに、電子証明書を送信することとする。

(第4項)

オンラインにより処分通知等を行った場合において、相手方があえて自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しないことにより、行政処分の効力発生時期が不当に遅延されることがあり得る。これを防止するため、当該処分通知等を相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから24時間以内に当該処分通知等を記録しない場合その他行政機関等が必要と認める場合は、書面等により当該処分通知等を行うことができるものとする。

なお、処分通知等が無効・取消となった場合における、すでに行われたことにより相手方の電子計算機のファイルに記録された処分通知等の取扱いについて付言する。

この点については、当該処分通知等がその効力を失った場合には、相手方は、使用する電子計算機のファイルから記録を複製せず、消去しなければならない旨、主務省令において規定する省がある。

しかしながら、単に禁止するのみで罰則が伴うわけでもなく、実際に複製しなかったか否か、消去したか否かを調べようがない。また、紙による公文書の場合、その複製は個別の法令により禁止されず、行使の目的がある場合に限って、公文書偽造罪(刑法第155条)を適用することによって禁圧しているに過ぎない。

そこで当省では、上記のような禁止規定は置かないこととし、偽造については、紙の場合と平行に考えて、他人の事務処理を誤らせる目的がある場合にのみ電磁的記録不正作出罪(刑法第161条の2第2項)の適用を検討することとする。

(電磁的記録による縦覧等)

第七条 行政機関等は、法第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合においては、インターネットを利用する方法、行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を出力した書面を縦覧する方法によるものとする。

**【趣旨】**

本条は、通則法第5条第1項の規定により、電磁的記録による縦覧等を行う場合の方法等について規定するもの。

**【概要】**

縦覧等を、書面等に代えて電磁的記録により行う場合として、以下の方法を想定している。

インターネット上に縦覧すべき事項を掲載し、不特定多数の者に縦覧等を行う方法

行政機関等の事務所に設置された電子計算機を利用する方法

電磁的記録に記録されている事項をプリントアウトした上で、縦覧等を行う方法

上記のうちどの方法で行うかについては、個別手続等の内容・実情に応じて、適切に行えるものを個別に選択するものとする。

(電磁的記録による作成等)

第八条 行政機関等は、法第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該作成等に係る情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法によるものとする。

**【趣旨】**

本条は、通則法第6条第1項の規定により、電磁的記録による作成等を行う場合の方法等について規定するもの。

**【概要】**

作成等を、書面等に代えて電磁的記録により行う場合の方法として、電子計算機を利用して作成等を行い、電子計算機のハードディスク又はハードディスクとは別の電磁的記録媒体に保存する方法を規定する。

ここにいう「磁気ディスク」とはフロッピーディスク及びZIPを想定している。また、「これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。」は基本的に光学的記録媒体を指し、MO、CD-Rを想定している。

( 施行期日 )

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

【趣旨】

本附則は、本省令の施行期日について施行するもの。

【概要】

本省令は、直接に国民に対して権利を創設し又は義務を課するものではないことから、特に周知期間を置かず、公布の日から施行することとする。